

鳥取県消防協会消防福祉基金積立金設置規程

平成24年3月21日制定

(目 的)

第1条 公益財団法人鳥取県消防協会（以下「本会」という。）は、運用益を防火防災普及啓発を目的とした公益目的事業に充てるため、消防福祉基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

(財 源)

第2条 基金は、昭和62年11月22日住友海上福祉財団より受領した助成金100万円をもって充てる。

(管 理)

第3条 基金は、特定資産として金融機関への預金その他確実かつ有効な方法によりこれを管理する。

(運用益)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、公益目的事業に使用するものとする。

(積立金の取り崩し)

第5条 積立金は、財政上必要であると認められるときは、確実な繰り戻し方法及び期間を定めて、積立金に属する現金を事業資金に繰り替えて運用することができるものとし、その使途及び取り崩しについては、理事会及び評議員会の承認を要する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年3月21日から施行する。